

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子3名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されたほか、乳幼児（末子）を連れての避難であったことを考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間につき月額3万円が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

（期間 平成29年6月1日から平成30年3月31日まで）
- (2) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

（期間 本件事故発生から6ヶ月間）
- (3) 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）（申立人X1及び同X2）

（期間 平成23年4月23日から同年12月31日まで）
- (4) 精神的損害の増額事由（家族の別離が生じたことに伴う増額・中間指針第五次追補第2の4Ⅰ）⑧

（期間 平成23年3月11日から同年4月30日まで及び平成25年5月1日から同年11月30日まで）
- (5) 精神的損害の増額事由（乳幼児の世話を恒常的に行ったことに伴う増額・中間指針第五次追補第2の4Ⅰ）④

（期間 平成23年3月11日から平成28年3月31日まで）

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、合計金10,490,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- (1) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

5,000,000円

- (2) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
1, 500, 000円
- (3) 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）（申立人X1及び
同X2各200, 000円）
400, 000円
- (4) 精神的損害の増額事由（家族の別離が生じたことに伴う増額・中間指
針第五次追補第2の4Ⅰ）⑧)
1, 760, 000円
- (5) 精神的損害の増額事由（乳幼児の世話を恒常的に行ったことに伴う増
額・中間指針第五次追補第2の4Ⅰ）④)
1, 830, 000円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に
について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人
らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し
て別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立
人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの
とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解
決センターに交付する。

令和6年1月29日

（仲介委員 戸嶋 洋一）